

国際交流・人材育成財団 奨学生募集

◆貸与奨学生の追加募集について
募集期間 9月15日(火)～10月16日(金)
応募資格 県内に住所を有する者の子弟で、国内の大学、専修学校(専門課程)の在学学生
 学業、人物ともに優秀であるが経済的理由により修学に困難があると認められる者
採用予定数 大学40人程度、専修学校(専門課程)7人程度
 ◆留学貸与奨学生の募集について
募集期間 10月1日(木)～10月30日(金)
応募資格 県内に住所を有する者の子弟で、我が国の大学若しくは大学院、または特別支援学校の専攻科に相当する国外の教育機関等に在学している者。
採用予定数 12人程度
 詳しくは募集要項、ホームページ等でご確認ください。
 (http://www.oihf.or.jp/)

問合せ:(公財)県国際交流・人材育成財団 奨学課 ☎942-9213

宜野湾市育英会奨学生募集(入学準備金 後期)

経済的理由によって修学困難な者に対し学資を貸与し、優秀な人材を育成することを目的とし、奨学生を募集します。

応募資格
 ①保護者または本人が、平成24年11月1日以前から継続して本市に住居を有する者であること。
 ②学業・操行ともに優秀(成績評定3.0以上)であり、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる者
 ③学校教育法に定める大学(大学院および短期大学を含む。通信制は除く)または、同法に定める専修学校のうち修業年限2年以上の専門課程に入学予定の者
貸与額(無利息)
 年額30万円、40万円、50万円からの選択制

出願期間 11月2日(月)～11月30日(月) ※土・日・祝日を除く
 ※出願書類は10月19日(月)から事務局またはHPにて配布。
 ※採用決定(12月中旬頃)後、必要書類を提出し2週間程度で貸与

問合せ:宜野湾市育英会(教育委員会総務課内) ☎892-8280

自家用発電機の使用に注意!

8月25日石垣市内で、可搬型自家用発電機の屋内使用による**一酸化炭素中毒事故が発生**しました。
 今回の事故は、停電時に家の電力確保のため、屋外で使用すべき発電機を屋内で使用したことにより、一酸化炭素が発生し、中毒症状に至ったとみられています。発電機の使用には充分注意してください!

注意事項
 ・メーカーの「使用上の注意」に従い、使用しましょう!
 ・換気が良い場所で使用しましょう!
 ・排気が屋内に入りそうな路上などでの使用はやめましょう!
 ・燃料補給は、エンジンを止めてから実施しましょう!
 他にもたくさんの注意事項があります。事故を起こさないため、説明書をよく読み、正しい使用方法を心掛けましょう!

問合せ:消防本部予防課 ☎892-1850

宜野湾市国際交流協会 外国人向け日本語講座

日時 11月10日～2月2日 19:00～21:00 毎週火曜日(全10回)
 Every Tuesday 19:00～21:00 11/10～2/2 (10 lessons)

日常会話/JLPT対策(N5※)
 ※基本的な日本語をある程度理解することができる。
 Daily conversation/ prep for JLPT(N5※)
 ※The ability to understand some basic Japanese
 詳細はHPをご覧ください。Please visit our website for details.http://www.gifea.org/

申込み・問合せ/Applications and inquiries
 国際交流協会事務局(市民協働推進課内) ☎893-4119
 月・水・木曜日のみ/Mon.Wed.Thu only 10:00～15:00
 Email:kikaku06@city.ginowan.okinawa.jp

ご芳志ありがとうございました

市育英会への寄付者 ☎892-8280

寄付 ●宜野湾市管工事協同組合 様 伊佐在 10万円

市社会福祉協議会への寄付者 ☎892-6525

寄付 ●宜野湾市管工事協同組合 様 伊佐在 10万円

香典返し
 ●赤嶺 京子 様 真栄原在 故 嶋村 達子 様 10万円
 ●仲村渠 トヨ 様 普天間在 故 仲村渠永吉 様 5万円
 ●米須 文子 様 長田在住 故 米須 清康 様 10万円

10月9日から最低賃金が「693円」に改正施行されます!

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も」
 沖縄県内の使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。パートや学生アルバイト含め、県内すべての労働者、使用者に適用されます。

問合せ:沖縄労働局労働基準部賃金室 ☎868-3421
 または最寄りの労働基準監督署へ

平成27年 秋の全国火災予防運動 11月9日(月)～15日(日)

「無防備な 心に火災が かくれんぼ」(平成27年度全国統一防火標語)

火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しています。

住宅防火 命を守る 7つのポイント

- | | | | |
|--------------|--|--------------|---|
| 3つの習慣 | <ul style="list-style-type: none"> ○寝たばこは、絶対やめる。 ○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。 ○ガスこんろ等のそばを離れるときは必ず火を消す。 | 4つの対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○住宅用火災警報器を設置する。 ○寝具、衣類、カーテンには防炎品を使用する。 ○住宅用消火器等を設置する。 ○隣近所の協力体制をつくる。 |
|--------------|--|--------------|---|

設置しましたか?設置は義務です!住宅用火災警報器 ※当市の設置率69% (平成27年6月現在)

問合せ:市消防本部 予防課 ☎892-1850

『基地被害110番』 ☎893-4400 ※24時間体制で留守番電話が対応します。 基地政策部基地渉外課